

令和6年第1回

宇土市議会臨時会議案

令和6年1月29日招集

令和6年第1回市議会臨時会議案目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第1号	宇土市手数料条例の一部を改正する条例について	1
議案第2号	令和5年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について	3 別冊

議案第1号

宇土市手数料条例の一部を改正する条例について

宇土市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年1月29日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市手数料条例の一部を改正する条例

宇土市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第2号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条第5号中「又は同法」を「、同法」に、「交付手数料」を「交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同条第6号中「事務手数料 書類1件つき」を「事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同条中第32号を第34号とし、第7号から第31号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円
- (8) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除

かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 2 号

令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定める。

令和 6 年 1 月 2 9 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。